なお、ここでいう「汚染土」とは、土壌汚染対策法に係る基準を満たしていない土壌であり、「汚泥」とはコーン指数200kN／㎡以下の泥である。また、「表層改良」とは平均施工深さを６ｍ以下のものをいう。

２）土量５万㎥以上の切土又は盛土の土工事において「沖縄県赤土等流出防止条例」に基づく赤土砂等流出防止対策を実施した実績または同等の施工実績を有すこと。

当該実績が平成12年４月１日以降に完成した沖縄総合事務局開発建設部及び国土交通省の発注した工事（港湾空港関係を除く。）に係る実績である場合においては、工事成績評定点の合計が65点未満のものは除く。

⑹　特定ＪＶの代表者又は単体及び特定ＪＶの代表者以外の構成員は次に掲げる１）～４）を満たす主任技術者又は監理技術者等を当該工事に専任で配置できること。また、配置予定技術者が現在、他の工事に従事している場合、契約締結時に当該工事に配置できること。

１）１級土木施工管理技士、又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

２）ア）特定ＪＶの代表者は、平成６年度以降に⑸１）に掲げる工事の経験を有する者であること。

イ）特定ＪＶの代表者以外の構成員は平成６年度以降に⑸２）に掲げる工事の経験を有する者であること。

ウ）単体は平成６年度以降に⑸１）かつ２）に掲げる工事の経験を有する者であること。ただし、⑸１）、２）と同一工事でなくても良い。

２）ア）～ウ）の工事経験が平成12年４月１日以降に完成した沖縄総合事務局開発建設部及び国土交通省が発注した工事（港湾空港関連を除く）に係る経験である場合は、工事成績表定点が65点未満のものは除く。

３）配置予定監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者、又はこれに準ずる者であること。

４）配置予定の主任技術者及び監理技術者にあっては直接かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することが出来る資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。

⑺　平成21年９月25日（競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）提出期限の日）から平成22年３月１日（開札の日）までの期間に、沖縄総合事務局長から「沖縄総合事務局の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和60年８月６日付け総会計第642号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑻　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑼　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。（入札説明書参照）

⑽　総合評価方式に係る施工計画

１）企業の基礎技術力に係る施工計画が適正であること。

２）企業の高度な技術力に係るＶＥ提案が適正であること。

なお、ＶＥ提案の提出にあたっては、標準案の内容と異なる提案で施工する場合は、その根拠を示した資料を提出すること。

ＶＥ提案が適正と認められない場合において標準案に基づいて施工する意志がある場合、又は標準案に基づいて施工する意志がある場合は、ＶＥ提案に係る施工計画書にその旨を記入すること。

⑾　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、沖縄総合事務局発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

３　総合評価に関する事項

⑴　入札の評価に関する基準　総合評価に関する評価項目は次のとおりとするが詳細については、入札説明書による。

・企業の基礎技術力を評価する。
・企業の高度な技術力（ＶＥ提案）を評価する。
・施工体制を評価する。

⑵　総合評価の方法

１）基礎点　入札説明書等に記載された要求要件を実現できると認められた場合には基礎点として100点を与える。

２）加算点　企業の基礎技術力、並びに企業の高度な技術力に関する加算点については最高70点を与える。詳細については入札説明書による。

３）施工体制評価点　施工体制に関する資料の内容に応じて、施工体制評価点を与える。

なお、施工体制評価点の最高点は30点とする。

４）評価値の算定　評価値は、１）、２）、３）により得られる基礎点、加算点、施工体制評価点の合計を当該入札者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

５）落札者の決定方法　入札参加者は、価格と標準案又はＶＥ提案に関わる施工計画をもって入札し、次のア）、イ）の要件に該当するもののうち、４）によって算出された評価値の最も高い者を落札者とする。

ただし、評価値が同じ場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

ア）入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。

イ）提案及び評価値が最低限の要求要件（標準案）を満たしていること。

⑶　ヒヤリングの実施（施工体制の審査）　入札参加者のうち、その申し込み価格が予決令第85条に基づく調査基準価格（入札説明書参照のこと）に満たない者については、どのように施工体制を構築し、それが施工内容の実現確実性の向上につながるかを審査するため、原則として、開札後速やかに、ヒヤリングを実施する。また、併せて、調査基準価格を超える者についてもヒヤリング（電話での確認行為）を実施する。

⑷　実施上の留意事項

１）入札条件　競争参加資格の確認の通知において、企業の基礎技術力及びＶＥ提案に係る施工計画により競争参加資格が認められた者は、当該施工計画に基づき入札を行い、標準案により競争参加資格を認められた者は、標準案に基づく施工計画での入札を条件とする。

２）評価内容の担保　ＶＥ提案に記載された内容に関しては、契約書に記載するものとする。請負者の責により提案の内容を満たす施工が行われない場合は、工事成績評定点を減じる措置を行うことがある。

⑸　その他詳細については入札説明書による。

４　入札手続等

⑴　担当部局　〒900―0006 沖縄県那覇市おもろまち２丁目１番１号　沖縄総合事務局開発建設部　管理課契約第一係　電話098―866―0031（内）2526

⑵　入札説明書の交付期間、場所及び方法　入札説明書を電子入札システムにより交付する。交付期間は平成21年８月26日（水）から平成21年９月25日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日９時00分から17時15分まで。ただし、やむを得ない事由により、書面による交付を希望する場合は、上記⑴担当部局にて交付するので、あらかじめ連絡すること。

なお、希望者には郵送等による交付も行うので申し出ること。この場合において、送料は希望者の負担とする。

⑶　入札参加資格確認申請書の提出期間、場所及び方法　入札参加資格確認申請書の提出期間、提出場所及び方法については、入札説明書による。提出資料の容量が３ＭＢを超える場合の提出方法等については、入札説明書による。

⑷　入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法　入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は紙により持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。

１）電子入札システムによる入札の締め切りは、平成22年２月26日（金）12時00分。

２）紙により持参の場合は、平成22年２月26日（金）12時00分　沖縄総合事務局開発建設部管理課へ持参すること。

３）郵送による入札の受領期限は、平成22年２月26日（金）12時00分　郵送先は、４．⑴に同じ。

４）開札は、平成22年３月１日（月）13時00分　沖縄総合事務局開発建設部入札室にて行う。